

令和7年12月2日(火)

令和7年度健康危機における保健活動推進会議
資料2

災害時の保健活動について～保健師活動を中心に～

令和7年度健康危機における保健活動推進会議（2025年12月2日）

厚生労働省 健康・生活衛生局
健康課 保健指導室

1. 自治体における災害時の保健活動について
2. 保健師等チームの活動等について

防災基本計画の体系

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)

- 第3条: 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 第34条: 防災基本計画の作成及び公表等(中央防災会議)
- 第36条: 防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等
- 第39条: 防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等
- 第40条: 防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等
- 第42条: 防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

防災基本計画

※各種防災計画の基本

防災業務計画

厚生労働省
防災業務計画

防災業務計画

地域防災計画

中央防災会議 (会長: 内閣総理大臣)

※ 内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

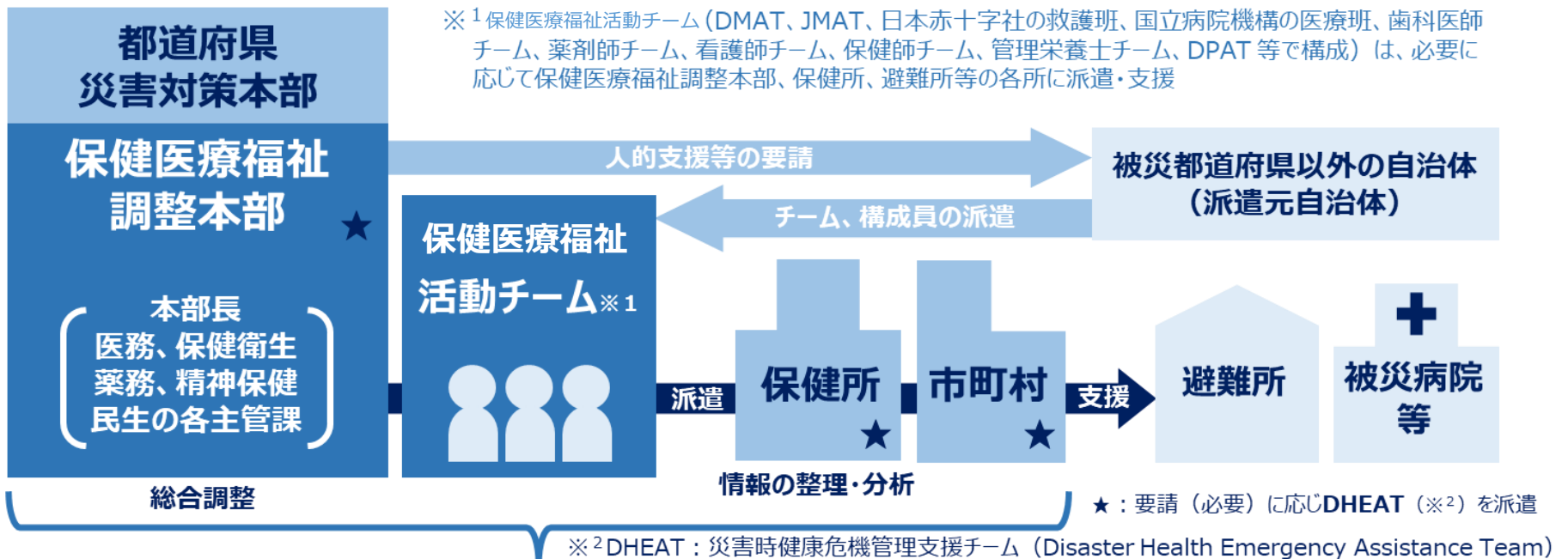
指定行政機関: 中央省庁

指定公共機関: 独立行政法人 日銀,
日赤, NHK, NTT等

都道府県防災会議 (会長: 知事)
市町村防災会議 (会長: 市町村長)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

- 大規模災害が発生した場合には、被災都道府県は速やかに、都道府県災害対策本部の下に、**保健医療福祉調整本部を設置**する。（既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えない）
- 保健医療福祉調整本部は、●**保健医療福祉活動チーム^(※)の派遣調整**●**保健医療福祉活動に関する情報連携**●**保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整**を一元的に実施し、保健医療福祉活動を総合調整する体制を整備する。



保健医療福祉活動に関する情報連携

- 関係者が把握した被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報にかかる緊密な情報連携（報告・共有）（保健医療福祉調整本部←→保健所・市町村←→保健医療活動チーム←→他の活動チーム）
- 避難所等での保健医療活動の記録・報告のための統一的な様式の提示（調整本部→チーム）
- 保健所での情報の整理・分析（とりまとめ）

地域災害医療対策会議、災害福祉支援ネットワーク本部等を活用し、情報連携を図る

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

(令和7年3月31日 科発0331第10号、健生発0331第52号、他)

赤字：改正部分

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに、関係者への周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。また、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部を設置すること。

保健医療福祉調整本部においては、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(2) 組織

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、DHEAT等の保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、DHEAT先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉調整本部の設置及び運営等に活用すること。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

(令和7年3月31日 科発0331第10号、健生発0331第52号、他)

2. 保健医療福祉活動の実施について

赤字：新記載

(1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整

- ① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。
また、保健医療福祉活動チームの派遣に当たっては、各チームの派遣先や活動内容等を都道府県防災部局（以下「防災部局」という。）を含む関係部局間で共有すること。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院、被災施設及び被災市町村等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療福祉活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、保健医療福祉活動チームに対し、活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療福祉活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用にあたっては、「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年3月25日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官室、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室事務連絡）において、運用要領をお示ししているので参照されたい。

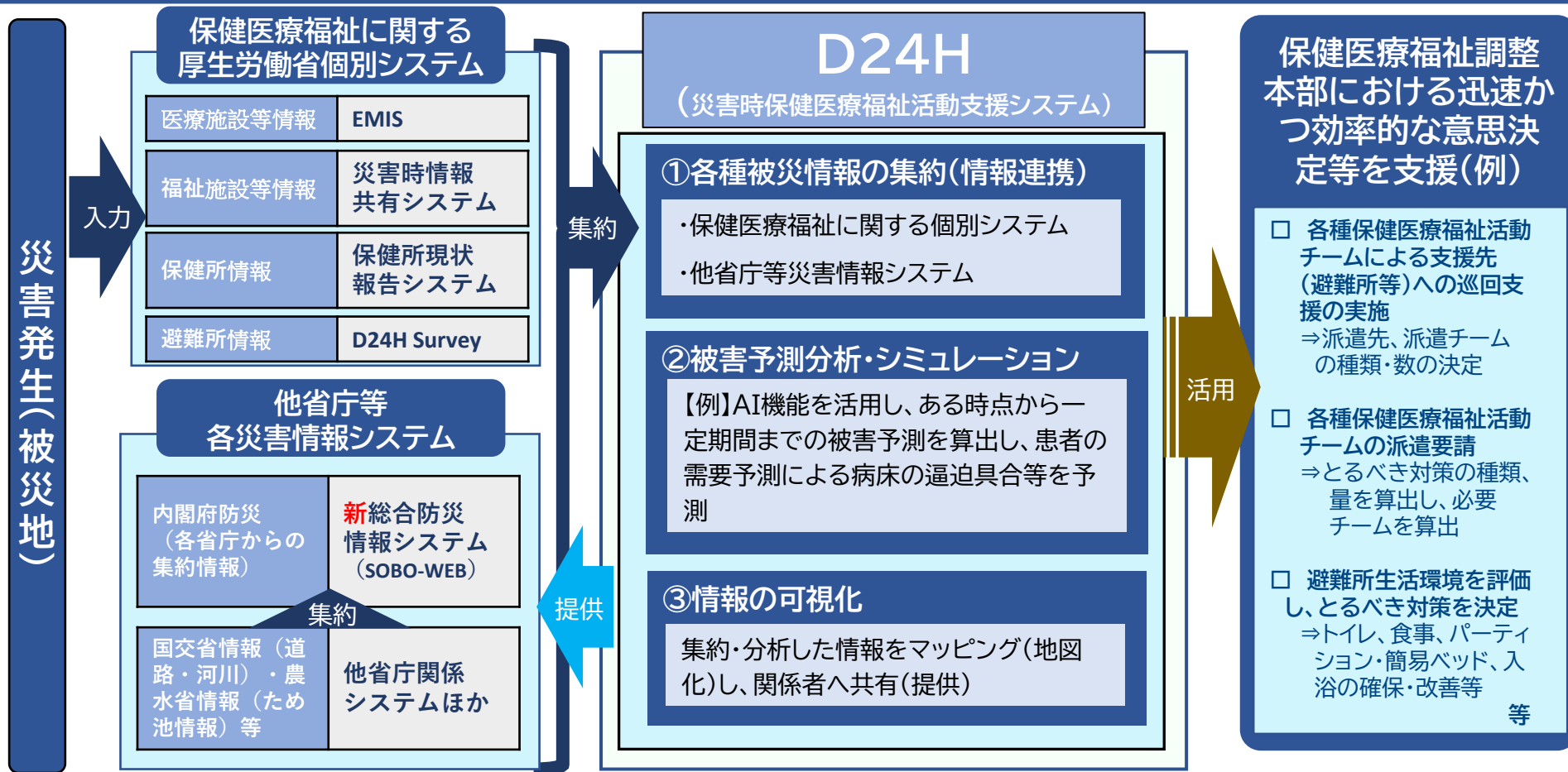
災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)による災害時の支援(全体図)

令和7年度保健師中央会議

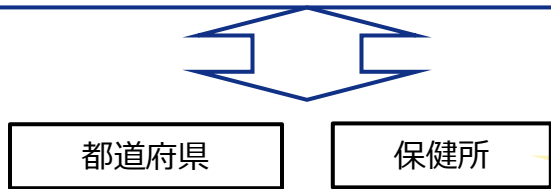
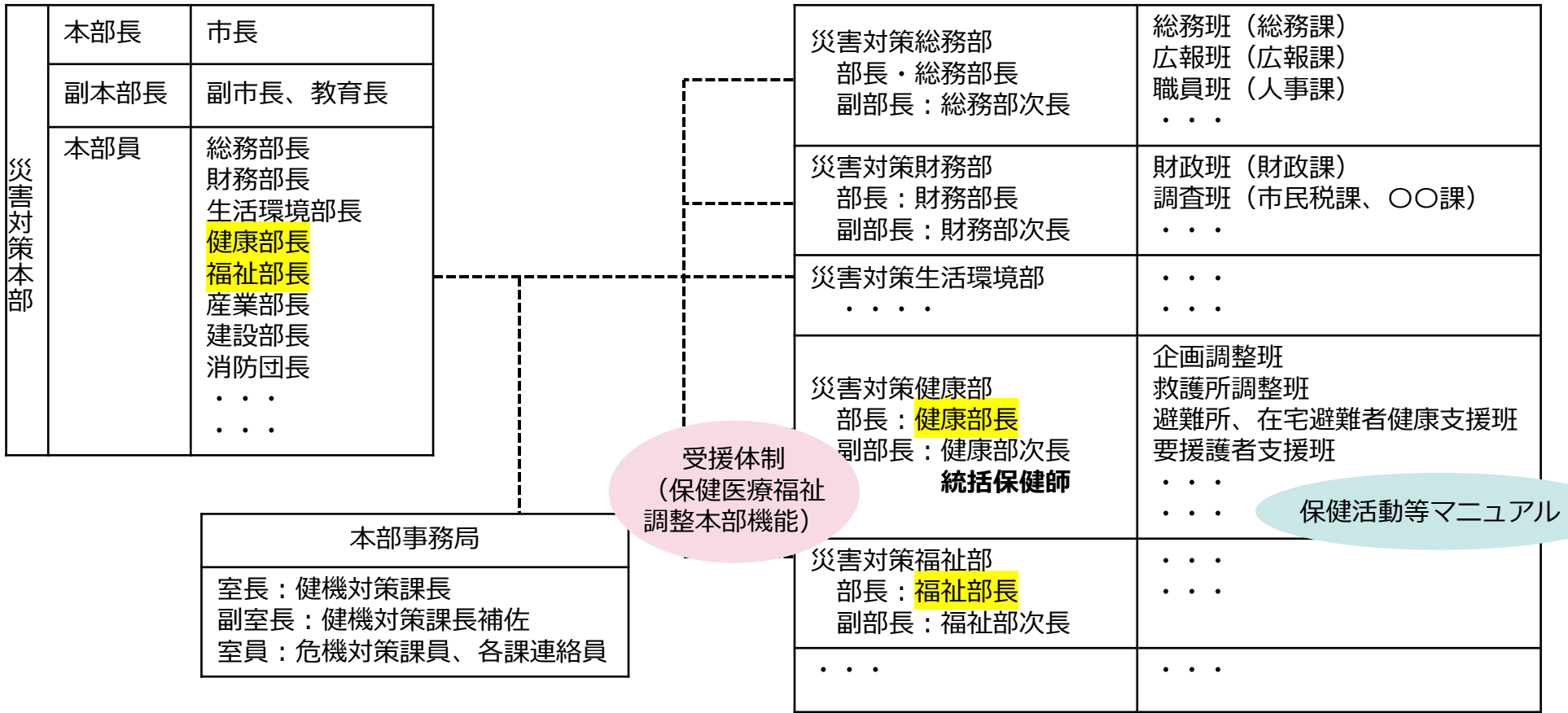
行政説明資料 1

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
 - 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- ⇒ **保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援**

令和7年度当初予算案:33.5百万円(基礎的運用)、令和6年度補正予算:17.2百万円(能登半島地震での教訓を踏まえたシステム改修)



非常時優先業務の実施体制 <指揮命令系統> (一般市町村の例)

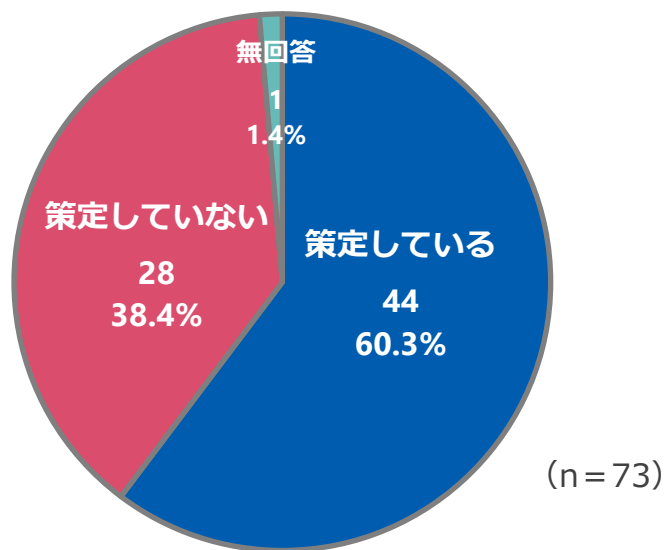


保健所は保健医療福祉活動チームに対し、**市町村と連携して**、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行う。
 (保健医療福祉体制強化通知)

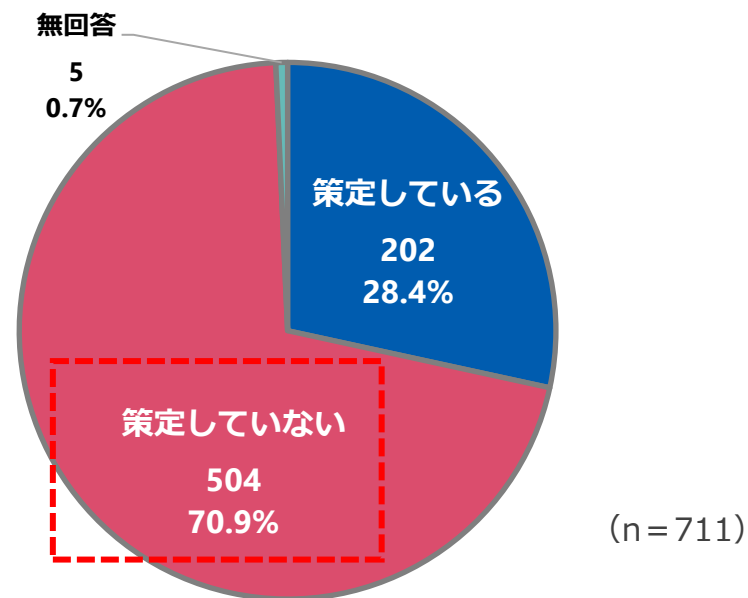
市町村における災害時保健活動マニュアル策定状況

保健所設置市では約4割、その他の市町村では約7割で災害時保健活動のマニュアルを策定していない状況である。

■ 保健所設置市



■ その他の市町村



市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド

令和4年度厚労科研「自治体における災害時保健活動マニュアルの策定・活動推進のための研究」作成



はじめの第1歩



マニュアル策定のタイミング

災害対応への危機感をもったタイミングを活かす



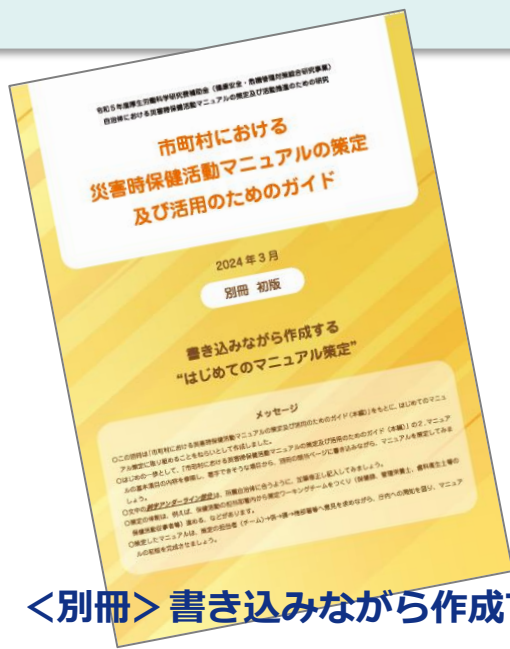
マニュアル策定の位置づけ

策定を業務の一部として位置づける



マニュアル策定の体制や時間的イメージ

体制や時間的なイメージを組織内で合意し進める



＜別冊＞書き込みながら作成できる！



市町村における災害時保健活動 マニュアルの基本項目

- ① マニュアルの策定の目的
- ② マニュアルの位置づけ
- ③ 所属自治体の災害時の組織体制
- ④ 保健活動の体制
- ⑤ 緊急時の参集基準と留意事項
- ⑥ 災害フェーズにおける保健活動
- ⑦ 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携
- ⑧ 要配慮者への支援
- ⑨ 応援派遣者の受入れ
- ⑩ 保健活動を担う職員の健康管理・労務管理
- ⑪ 平常時の活動
- ⑫ マニュアル策定の要項

災害時保健活動マニュアルとアクションカードの事例（広島県東広島市）

■ 令和4年度 地域保健総合推進事業「災害時における自治体保健師間連携（ネットワーク）の検討」班のHP

<https://kenkokikikanri.com/tool.html>

■ 令和4年度健康危機における保健活動会議 東広島市発表資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28777.html



✿ 健康危機管理に関する活動・ツール・体験等

東広島市災害時保健活動マニュアル、アクションカード（R4.4更新）

- ▶ 東広島市災害時保健活動マニュアル
- ▶ アクションカードその1
- ▶ アクションカードその2
- ▶ アクションカード資料編その1
- ▶ アクションカード資料編その2

東広島市災害時保健活動 アクションカード

～フェース0～1（72時間以内）～

●災害時の公衆衛生活動の目的：「防ぎえる死と、二次健康被害の最小化」

アクションカードとは、「自立した行動を促し、その時に応じた判断を行うための事前指示書」であり、災害発生時に最低限必要となる行動を簡潔かつ具体的に記載したものです。

災害時に各課の担当職員が揃わない場合でも、参集できた職員で協力し、アクションカードに沿って、役割を決め、必要な対応を臨機応変に行いましょう。

◇◆◇目次◇◆◇

災害時の保健活動（保健師）の役割（72時間以内）
～災害時保健活動マニュアルとアクションカードを準備する～

●**震災が勤務時間内の時は、ここから（平日）**●

アクション1：実行者及び事業実施参加者の安全確保・避難誘導

●**震災が勤務時間外の場合は、ここから（土日・夜間など）**●

アクション2：保健師の安否確認と参集可否の確認
（「勤務時間内」と「勤務時間外」があり）

アクション3：保健師の参集と保健活動班の立ち上げ

アクション4：災害本部、保健所への報告

アクション5：保健活動班の部屋の準備

アクション6：被災状況を確認して ～わかる範囲でわかることから～

アクション7：避難所の設置状況を確認して

アクション8：避難行動要支援者・要配慮者の安否を確認して

受援体制に関する参考資料

1) 保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド（令和2年3月作成）※

⇒応援派遣及び受援のあり方について、体制の構築及び人材育成の観点から、取組の方向性を示すガイド

目次> II. 受援における判断と対応

1. 受援の必要性
2. 受援の継続
3. 受援の終了
4. 受援の評価
5. 受援に際して各機関が担う役割
6. 連携による受援の推進
7. 受援決定から第1班活動開始までの流れ
8. 発災後の各フェーズにおける受援計画



💡 自治体保健師の応援派遣及び受援にあたり、それらの開始、継続、終了における判断に役立つ内容を記載

💡 都道府県本庁、保健所、市町村の役割及び統括保健師・管理期保健師・実務保健師の各役割を明記

ガイドと手引きを活用し、防災部局と積極的な連携を！

※令和元年度厚生労働科学研究「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証」

2) 市町村のための人材応援の受入れに関する受援計画の手引き（令和7年4月改訂）※内閣府（防災）作成

⇒市町村が受援体制の必要性を理解し、なるべく負担を少なく受援計画を策定することを目的とした手引き

💡 令和7年4月改訂で、地方公共団体等による支援として「保健師等チーム」を追記

💡 応援受入れの基本的な考え方や受援体制の整備（執務スペースの確保、業務に必要となる文具・資機材の準備、宿泊場所）等は保健師等チームの受援にも活用可能

■掲載先

1)

災害時の保健師活動に係る関連資料等	検索
-------------------	----

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805235.pdf>

2)

地方公共団体の業務継続・受援体制	検索
------------------	----

https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf



「災害時保健活動における受援・応援派遣マニュアル」の作成

災害時に県・保健所(部)・市町村の保健師が連携して「受援」及び「応援派遣」を迅速かつ的確に行うことを目的に作成(R5.2月)

ポイント

- 保健所単位で、平時に、統括保健師及び統括保健師を補佐する立場の保健師とともに内容を共有して、有事に備える
- これまでの経験を活かす
 - ・県内市町村保健師の派遣調整
 - ・リエゾンの役割
 - ・保健師チーム等の経時的活動状況
 - ・チームミーティングの進め方

令和7年度 市町村における災害時保健活動推進体制等のアンケート調査結果

はい・している 参加予定 9~10割
 検討中・作成中 している 6~8割
 なし 参加予定なし 1~5割
 一度もなし できていない 1~5割

管轄保健所																					
市町村名																					
災害時の組織の体制整備	市町村地域防災計画上の保健衛生活動の明記	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	
	保健活動に係る市町村独自のマニュアル	災害時活動マニュアル	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
		アクションカード	あり	あり	あり	作成予定	あり	あり	作成予定	あり	あり	あり	あり	作成予定	なし	作成予定	作成予定	なし	作成予定	あり	
		BCP（事業継続計画）	あり	あり	あり	なし	作成予定	あり	あり	なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり	
		受援マニュアル	作成予定	あり	あり	作成予定	作成予定	あり	あり	なし	なし	作成予定	作成予定	なし	なし	なし	あり	なし	なし	作成予定	
		その他	-	-	-	災害時活動マニュアルの作成を想定している所あり	-	-	-	災害時保健活動マニュアルでBCPや受援について検討予定（7/23定）	避難所運営マニュアル	竹田市災害時保健活動受援情報	-	-	-	災害時保健活動マニュアル	避難所運営マニュアル	-	-	-	
		上記の関係各課と共有や計画の位置づけ	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり
	保健衛生活動の拠点（場所）の想定	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
	保健衛生部局としての発災時を想定した訓練への参加	あり	参加予定	あり	参加予定	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	参加予定	数年参加なし	一度もなし	数年参加なし	数年参加なし	あり	
	保健衛生部局内での災害時の保健活動等の訓練等	あり	実施予定	一度もなし	あり	一度もなし	あり	一度もなし	あり	あり	あり	あり	あり	一度もなし	一度もなし	一度もなし	あり	一度もなし	数年参加なし	あり	
保健衛生活動に必要な資機材の準備状況	4~5割	6~8割	4~5割	4~5割	1~3割	6~8割	4~5割	6~8割	6~8割	6~8割	9割	9~10割	1~3割	1~3割	4~5割	1~3割	4~5割	9~10割			
災害時の受援体制や派遣調整	保健医療活動チームを受け入れる際の連絡窓口の設置	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり		
	受援応援業務の整理	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		
	支援チームの活動の想定	要請数の想定	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		活動場所の確保	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし	なし	
	資料準備	地域の基本情報及び地域の情報概況（受援マップ）の作成	あり	あり	あり	あり	あり	あり	作成予定	あり	あり	作成予定	あり	作成予定	あり	作成予定	あり	作成予定	あり	作成予定	
		保健活動に関するオリエンテーション資料の準備	準備予定	あり	あり	準備予定	準備予定	あり	あり	準備予定	あり	あり	準備予定	あり	準備予定	準備予定	準備予定	準備予定	あり	準備予定	
保健師の派遣	名簿作成	あり	あり	あり	作成予定	なし	あり	あり	なし	あり	あり	あり	作成予定	なし	作成予定	なし	なし	なし	あり		
	派遣準備	あり	調整予定	調整予定	調整予定	なし	あり	あり	あり	あり	調整予定	あり	なし	なし	調整予定	なし	なし	なし	あり		

1. 自治体における災害時の保健活動について
2. 保健師等チームの活動等について

保健師等チーム（災害時の広域応援派遣）の概要

活動目的

被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ること。

構成

被災都道府県以外の都道府県、当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその各市町村のいずれに所属する保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職、業務調整員等で構成。

活動等

- 災害対応活動として、被災者の健康管理や避難所等の衛生対策等を行う。被災都道府県の保健所長、被災市区町村長の指揮命令の下、DHEAT及び他の保健医療福祉活動チーム等と連携して活動を行う。
- 1班あたりの活動期間は、5日程度（往復に必要な期間は含まない）を標準とするが、必要に応じて、応援派遣元都道府県と被災都道府県の間で協議する。

派遣調整の方法

厚生労働省において、被災市区町村からの要請に基づき、被災都道府県を通じて、被災都道府県以外の都道府県から被災市町村へ応援派遣する調整を行う。

防災基本計画の体系

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)

- 第3条: 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 第34条: 防災基本計画の作成及び公表等(中央防災会議)
- 第36条: 防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等
- 第39条: 防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等
- 第40条: 防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等
- 第42条: 防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

防災基本計画

※各種防災計画の基本

防災業務計画

厚生労働省
防災業務計画

防災業務計画

地域防災計画

中央防災会議 (会長: 内閣総理大臣)

※ 内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

指定行政機関: 中央省庁

指定公共機関: 独立行政法人 日銀,
日赤, NHK, NTT等

都道府県防災会議 (会長: 知事)
市町村防災会議 (会長: 市町村長)

■ 保健師等チームに関する主な改正点

旧	新
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。 ○ 都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動</p> <p>1 保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。 	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や被災者の健康管理を支援する保健師等チーム</u>の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。 ○ 都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 <p>第8節 保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動</p> <p>1 保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>被災都道府県以外の都道府県等は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施</u><u>や被災者の健康管理</u>を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の応援派遣を行うものとする。

■ 保健師等チームに関する主な改正点

旧	新
<p>第9節 災害保健衛生活動に係る体制の整備 第1～第3 (略)</p> <p>第4 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する体制整備</p> <p>1 厚生労働省健康・生活衛生局は、<u>災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する体制を整備するため、災害時の広域応援派遣要領を策定する。</u></p> <p>2 都道府県、保健所設置市及び特別区は、<u>災害時の広域応援派遣要領に基づき、災害時公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣の運用に関する体制を整備する。</u></p> <p>3 厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県の協力の下、災害時に、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への <u>公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する調整を行う体制を整備する。</u></p>	<p>第9節 災害保健衛生活動に係る体制の整備 第1～第3 (略)</p> <p>第4 保健師等チームの応援派遣に関する体制整備</p> <p>1 厚生労働省健康・生活衛生局は、<u>被災者の健康管理を支援するために、被災都道府県以外の地方公共団体の保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職等からなる保健師等チームの広域応援派遣要領を策定するとともに、災害時の保健活動に関する研究及び研修を推進する。</u></p> <p>2 都道府県、保健所設置市及び特別区は、災害時の広域応援派遣要領に基づき、<u>保健師等チームの応援派遣の運用に関する体制を整備する。</u></p> <p>3 厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県の協力の下、災害時に、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への <u>保健師等チームの応援派遣に関する調整を行う体制を整備する。</u></p>

主な改正ポイント

新たに「市区町村の役割」「保健師等チーム事務局の役割」を追加

従前から市区町村の保健師も派遣していたことから、「市区町村の役割」を明確化。市区町村単独で派遣できる場合とできない場合について記載し、いずれの市区町村においても派遣することを検討できるよう考慮。

一般財団法人日本公衆衛生協会を保健師等チームの事務局とし、その役割を規定。

保健師等チーム派遣にかかる都道府県と市区町村の積極的な協働

上記の「市区町村の役割」に基づき、都道府県は、都道府県の職員と管内市区町村の職員で1つの班を編成する等の体制を提示。都道府県は、都道府県及び管内市区町村の職員に対し、応援派遣に係る人材育成を行うことや管内市区町村に対して、受援計画の策定や受援体制の構築を支援するよう規定。

派遣元による応援派遣を支援する体制（後方支援体制）の構築

効果的かつ効率的な災害対応活動の実施及び継続に向け、本庁等に支援体制を整備するとともに、応援派遣中の職員への情報提供や助言（緊急時や予期せぬ事態が生じた際の判断の支援を含む。）等の後方支援を行うことを明記。

用語等の定義

「班」と「チーム」：応援派遣される保健師等チームの単位を「班」とし、班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務に当たる一連の単位を「チーム」とする。

市区町村の役割

◎ 平時

- 保健師等チームの応援派遣に係る部署と担当者を調整窓口として定め、その連絡先等を都道府県に登録する。
- 応援派遣に係る人材育成を図るとともに、資質の維持及び向上を図るため都道府県等が実施する研修・訓練の受講に努める。
- 都道府県と応援派遣に係る方針等について協議し、組織内で共有する等、応援派遣を行うための組織体制を整備する。
- 市区町村単独でチームを編成することが可能な場合は、都道府県と有事における連絡調整や役割分担を検討するなど、あらかじめ都道府県が編成したチームと管内市区町村が編成したチームが有事において互いに連携可能な体制づくりに努める。
- 市区町村単独でチームを編成できない場合は、管内市区町村の職員で1つの班を編成、都道府県の職員と管内市区町村の職員で1つの班を編成する等、都道府県と保健師等チームに係る編成の方針についての調整を行う。
- 被災時に応援派遣の受け入れが円滑に機能するよう、防災部局との連携（執務スペースの確保、活動に必要な資機材等の準備、受援に係る庁内調整会議の開催等）に努める。また、都道府県に対し、これらの整備状況について適宜、情報提供を行う。



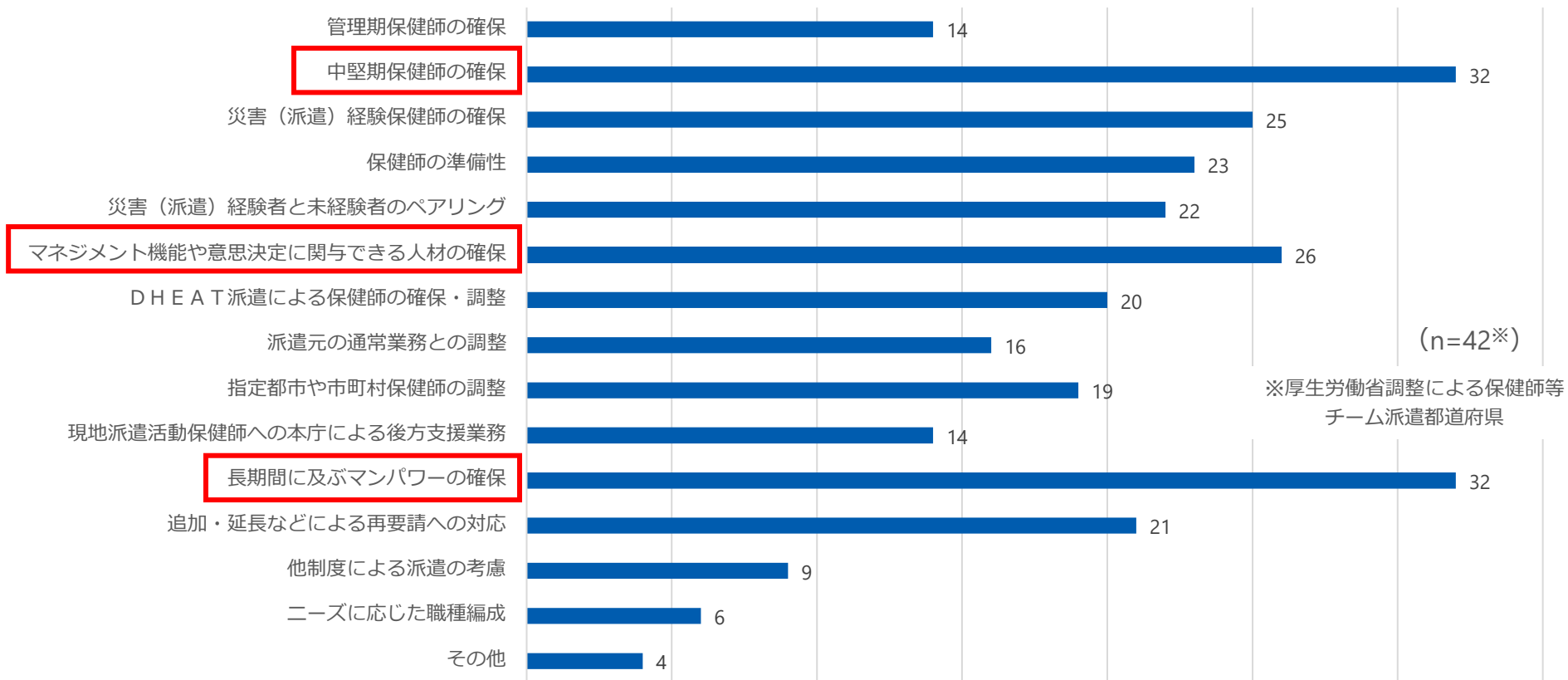
災害発生時（有事）

- 都道府県から応援派遣に係る協力の要請を受けた際には、速やかに組織内で調整を行い、その結果を都道府県に報告する。
- 都道府県との調整及び厚生労働省からの調整結果に基づき、被災都道府県に対して、応援派遣を行う。
- 応援派遣に係る交通・通信手段、宿泊先、資機材等を確保するとともに、適宜都道府県と連携して事前オリエンテーションを実施する。
- 効果的かつ効率的な災害対応活動の実施及び継続に向け、応援派遣中の職員への情報提供、助言等の後方支援を都道府県と連携して行う。

保健師等チームの人員確保やチーム編成における課題

長期間に及ぶマンパワー確保や中堅期保健師、マネジメントに関与できる人材の確保の課題が大きい。

■ 保健師等チームの人員確保やチーム編成における課題

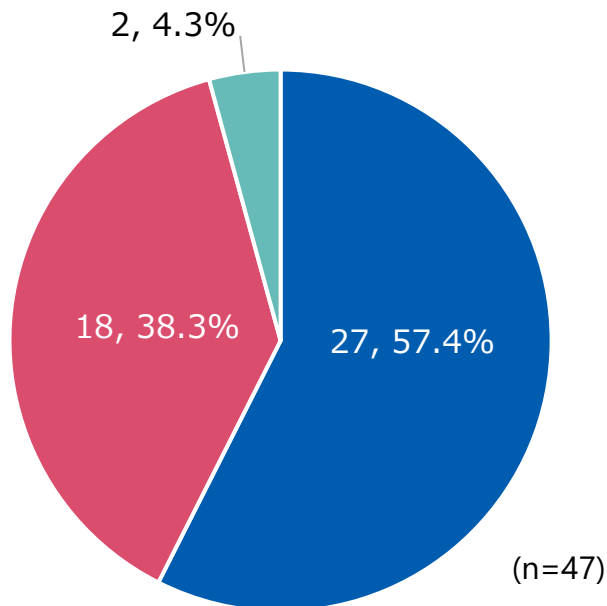


【出典】 令和6年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業 災害時における地域保健活動を推進する体制整備に資する研究
研究代表者 奥田 博子

都道府県における能登半島地震での職員派遣の状況

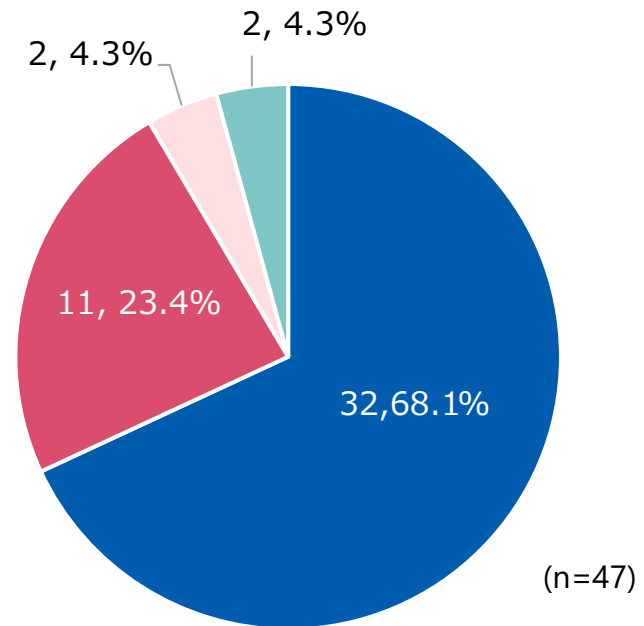
能登半島地震において、都道府県と市区町村（保健所設置市を含む市区町村のいずれか1つ以上）で1チームを編成した都道府県は6割、チームのなかに都道府県職員と市区町村（保健所設置市を含む）職員で構成した班があった都道府県は約7割であった。

■ 都道府県と市区町村で構成したチームの編成



- 編成した
- 編成しなかった
- 保健師等チームを派遣していない

■ 都道府県職員と市区町村職員で構成した班の編成

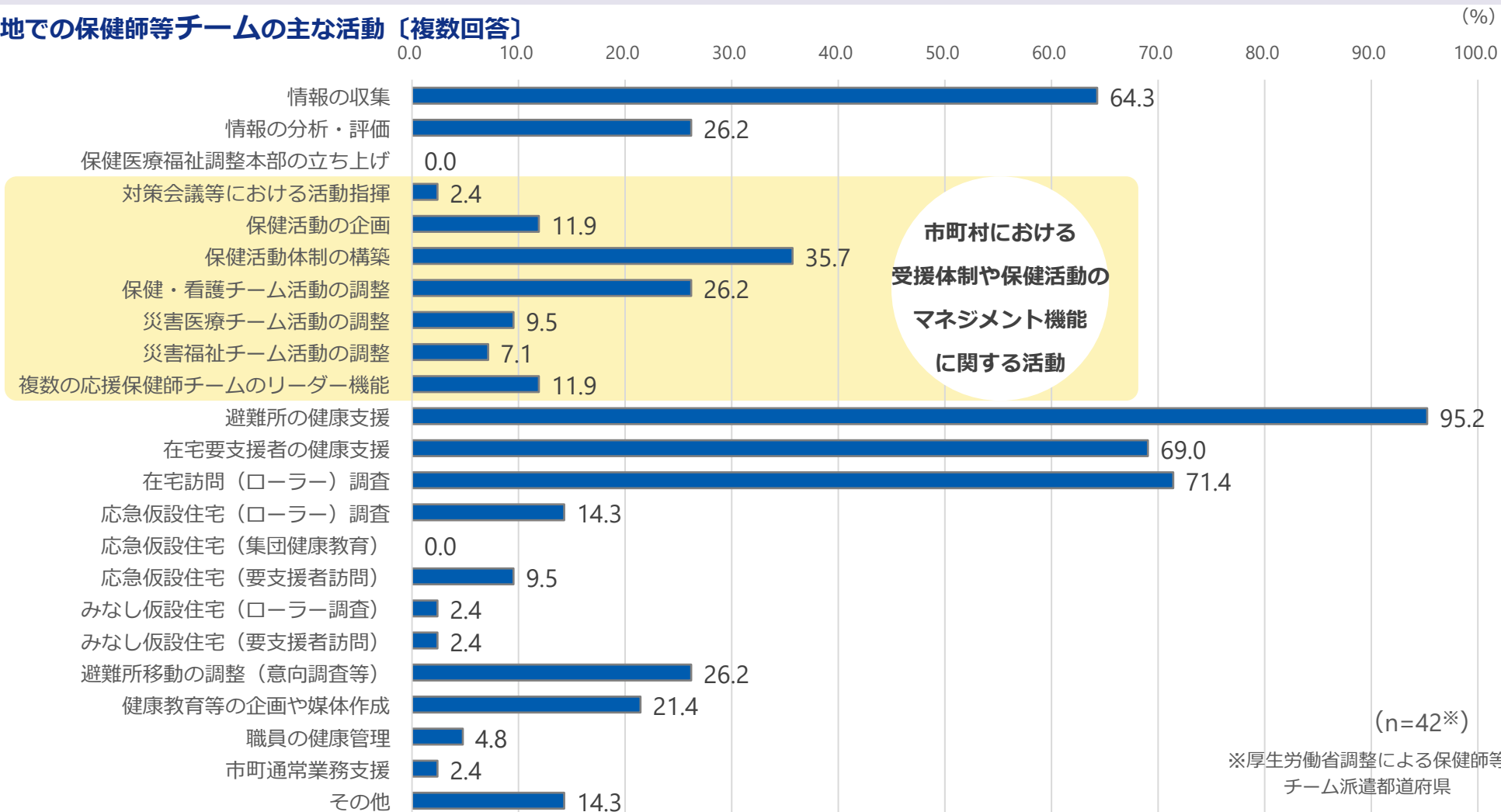


- あった
- なかった
- 班を編成しようとしたが叶わなかった
- 保健師等チームを派遣していない

保健師等チームの主な活動

保健師等チームの活動は、避難所の健康支援、在宅訪問（ローラー）調査、在宅要支援者の健康支援が多かった。一方で、市町村における受援体制や保健活動のマネジメント機能に関する活動も一部で実施された。

現地での保健師等チームの主な活動【複数回答】

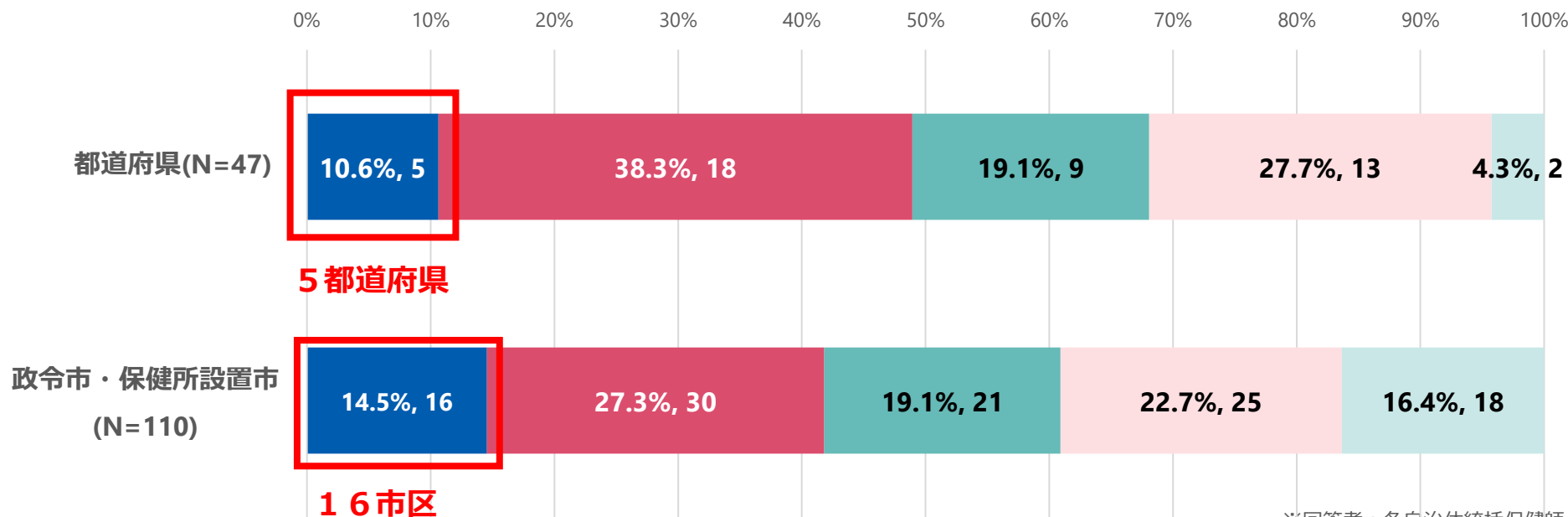


【出典】令和6年度厚労科研「災害時における地域保健活動を推進する体制整備に関する研究」（研究代表者 国立保健医療科学院 奥田博子）より提供

複数保健師等チームのとりまとめ

能登半島地震で複数の保健師等チームが応援派遣に入った被災市町村において「応援派遣に入った複数の保健師等チームのとりまとめ役割」を、担った自治体が都道府県、政令市・保健所設置市それぞれ1～2割程度あった。

貴自治体が支援に入った市町村において、「応援派遣に入った複数の保健師等チームのとりまとめの役割」を担ったか



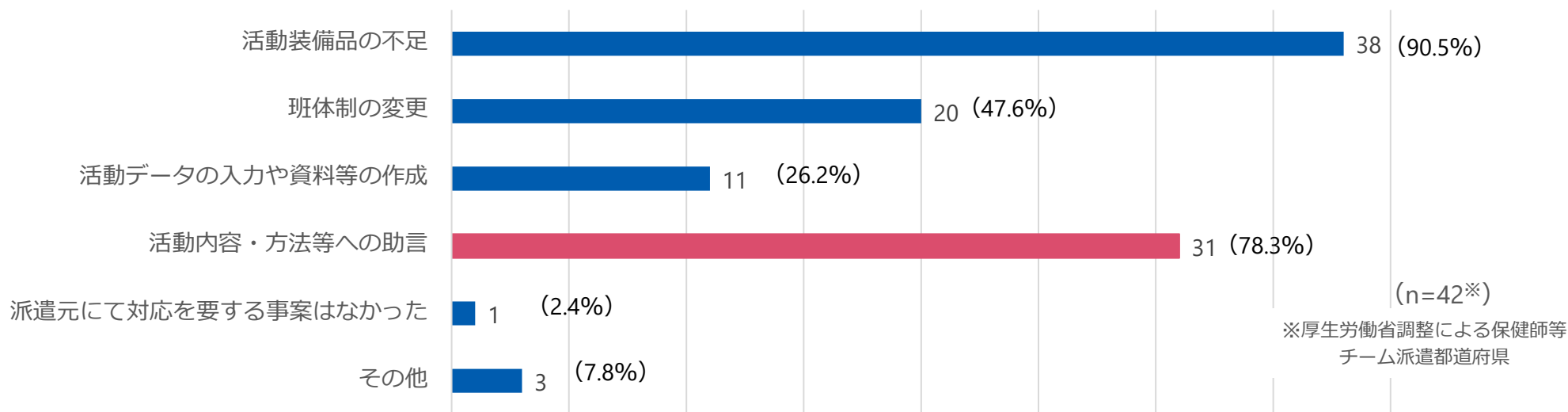
※回答者：各自治体統括保健師

- 自保健師等チームが役割を担った
- 他保健師等チームが役割を担っていた
- 他の保健医療福祉活動チーム（DMATなど）が担っていた
- そのような役割を担う保健師等チーム・他の保健医療福祉活動チームはいなかった
- 保健師等チームを派遣していない

後方支援体制について

現地へ派遣中の職員へ行った支援について、「活動内容・方法への助言」を行っている派遣元都道府県は活動装備品の支援に次いで多く**8割程度**であった。派遣経験のない職員等の支援や人材育成の目的としても後方支援が必要とされていた。

■ 現地応援活動中の班員の要請により、派遣元自治体で対応を要した事案【複数回答】



【出典】令和6年度厚労科研「災害時における地域保健活動を推進する体制整備に関する研究」（研究代表者 国立保健医療科学院 奥田博子）より提供（速報値）

（後方支援に関する自治体の課題）

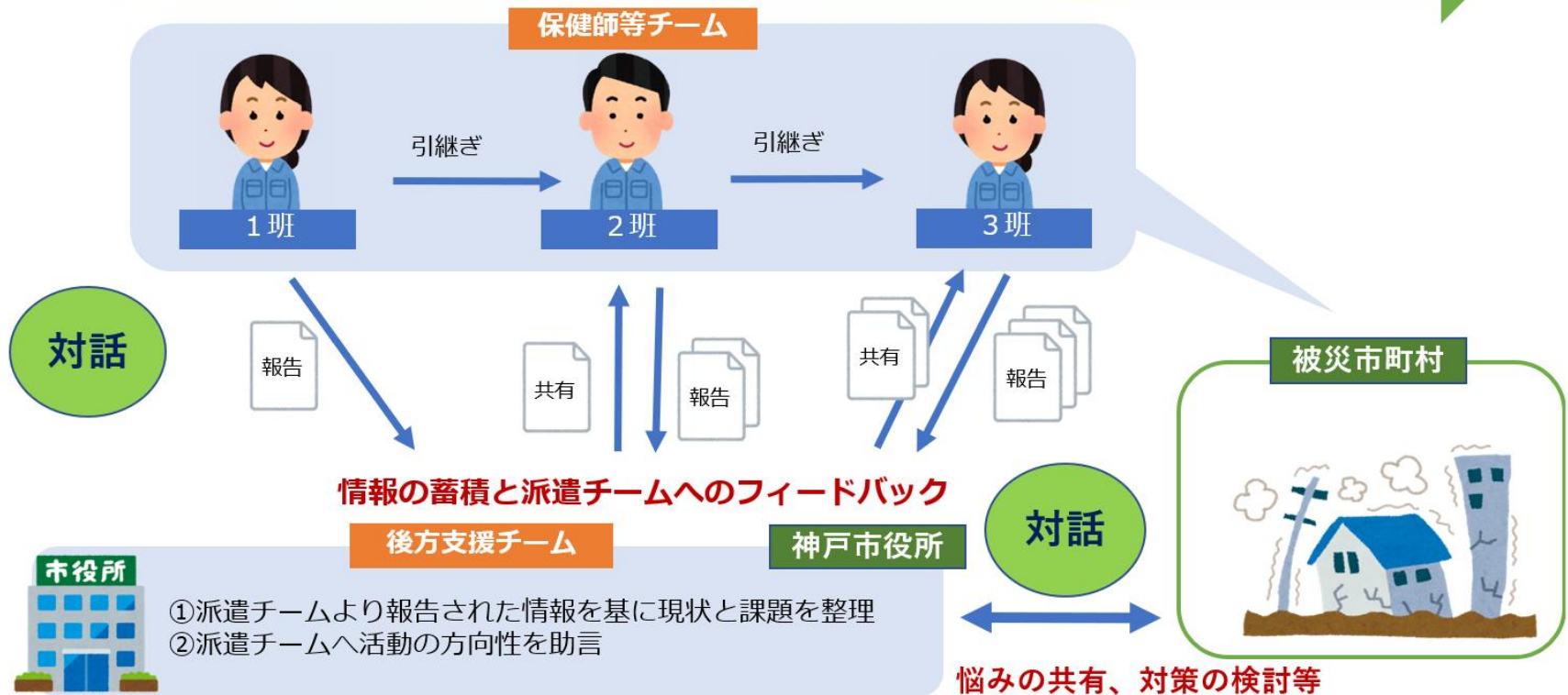
- 混成チームでの派遣の場合、市町村職員への後方支援や情報把握が難しい。
- 混成チームでの派遣の場合、派遣調整や後方支援の業務負担が大きい。
- 「被災市町村支援の役割（保健活動のマネジメント機能等）を担う保健師等チーム」は後方支援体制が整った自治体でないと難しい。

後方支援体制（神戸市の例）

切れ目なく、被災地が必要とする支援活動を進めるために

【神戸市体制】

切れ目のない支援活動



後方支援体制（効果的な手法）

効果的であった本庁の後方支援について（自由回答）（回答者：都道府県統括保健師）

1. 情報共有・連絡体制

- LINE／Teams／Webexを活用したリアルタイム情報共有
- グループLINEによる安否確認・活動報告・日程調整
- 写真や資料の共有、タイムリーなフィードバック

2. オリエンテーション・事前準備

- WEB会議による派遣前オリエンテーション（過去派遣者からの情報提供）
- 個別・集合面談での顔合わせ、不安軽減
- 活動手順・災害対応記録の共有

3. メンタルヘルス・相談体制

- 困難時に即対応できるLINE相談窓口
- 本庁担当者による24時間対応（オンライン・電話・ショートメール）
- グループラインでの励ましや労い

4. 業務支援・環境整備

- 報告物の簡素化、必要な記録のみに限定
- 活動中止や課題発生時の迅速な調整（国・県・市町村間の連携）
- 土日祝日含め本庁担当者が常時支援

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動内容 DHEAT構成員が支援する被災都道府県等による指揮調整業務

DHEAT活動要領（令和6年10月24日一部改正）より抜粋

DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成する。

被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。

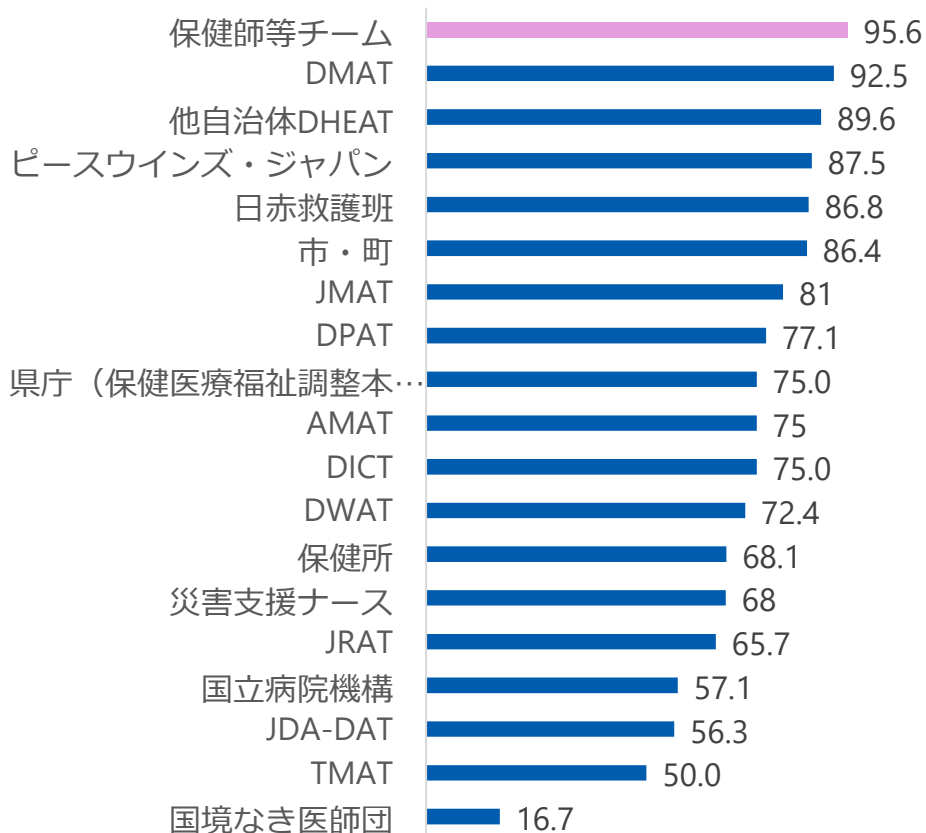
- ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案
- ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- エ 保健医療調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達
- オ 広報及び渉外業務
- カ 被災都道府県等職員の安全確保並びに健康管理

DHEATと保健師等チームの連携（DHEAT側からの意見）

支援対象組織や支援チームとの情報共有状況、支援対象組織や支援チームとの間での状況確認や活動方針の共有状況について「できた」「概ねできた」と選択した割合は共に「保健師等チーム」が最も多かった

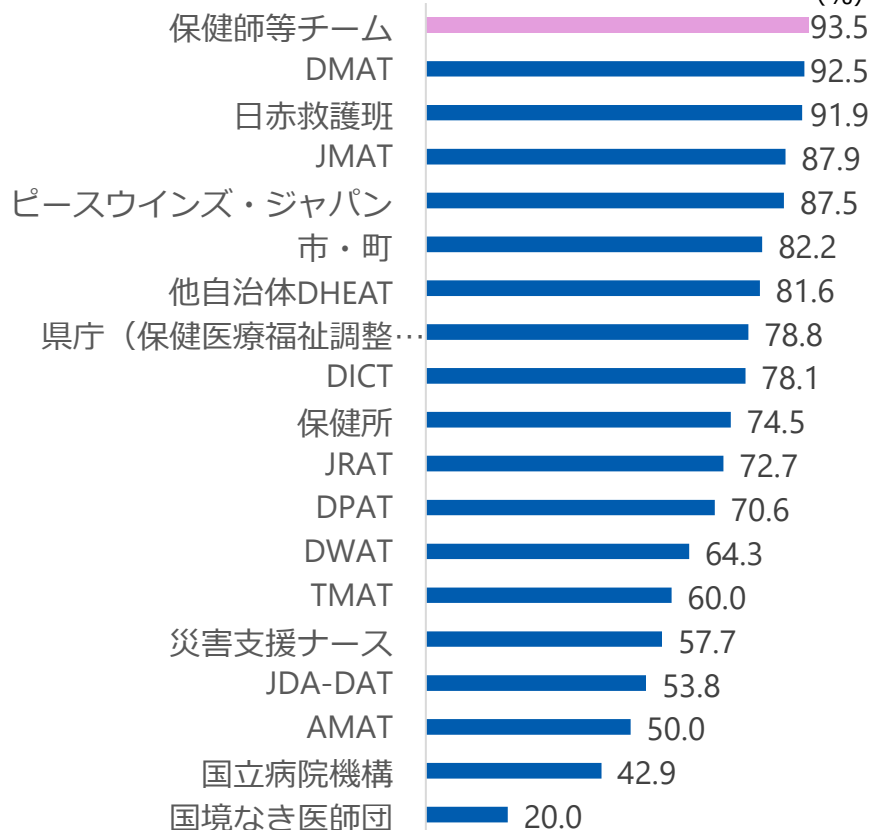
支援対象組織や支援チームとの情報共有状況

(%)



支援対象組織や支援チームとの間での状況確認や活動方針の共有状況

(%)

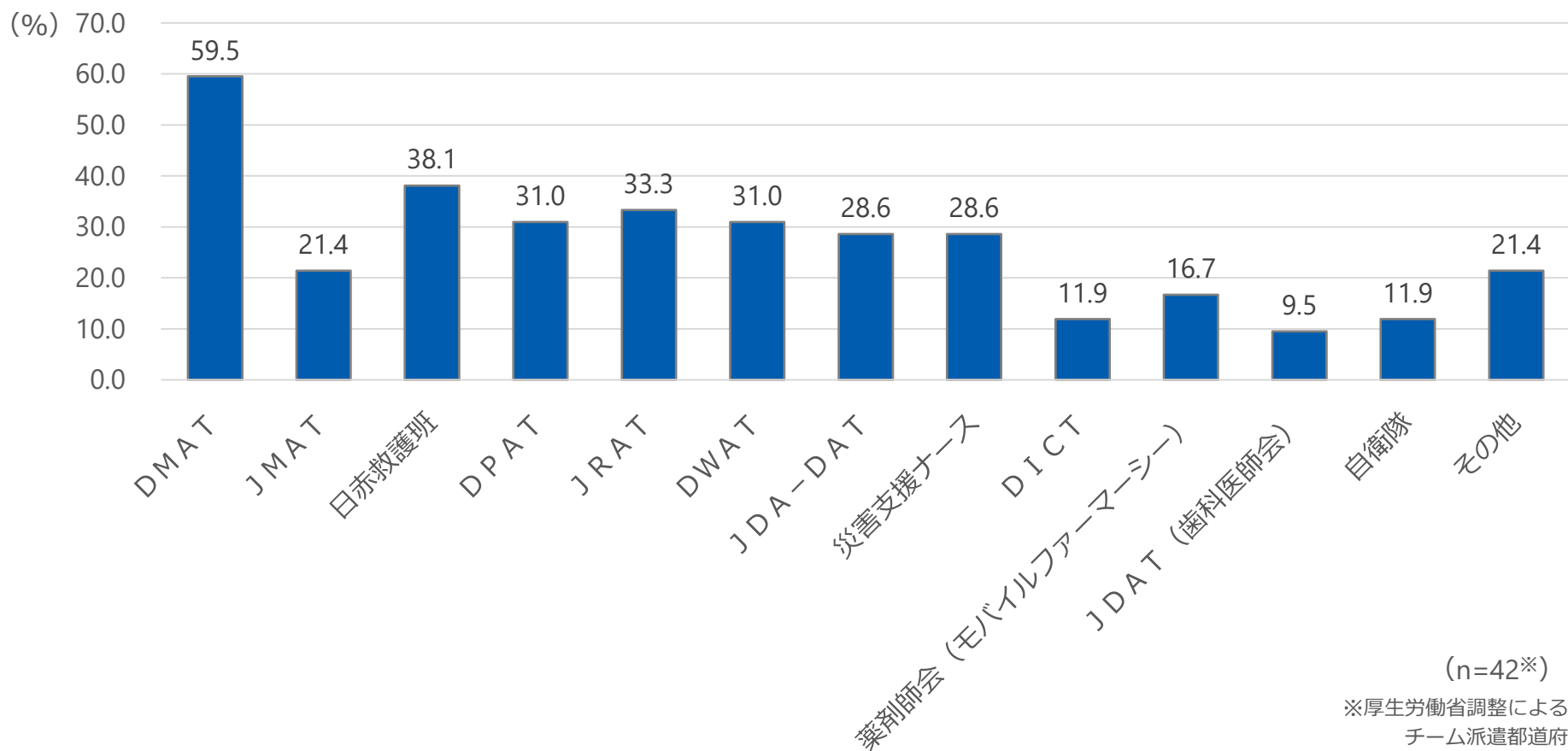


○調査対象：能登地震に派遣されたDHEATチーム班長（職種は全て医師）○回答数：DHEAT派遣105班うち57班

DHEAT等と保健師等チームの連携（各保健医療福祉チームとの連携）

DHEAT以外の保健医療福祉チームのうち連携によりもっとも効果的な活動ができたのはDMATであった。保健師等チームは多くの他の災害支援チームと連携していた。

保健活動において連携により効果的な支援活動が実施できた災害支援チーム〔複数回答〕



災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要 (令和7年7月1日施行)



※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。

- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例


★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
 これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**
 ※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

DWAT(災害派遣福祉チーム)



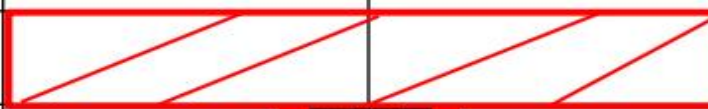
<事務局>
 中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
 :DWATの全国派遣を調整

<構成員>
 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>
 被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

(参考) 災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）
 （救助の種類等）
 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 四 医療及び助産
 五 被災者の救出
 六 福祉サービスの提供
 七 被災した住宅の応急修理
 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 九 生活用品の給与
 十 埋葬
 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
 2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）
 （避難所における生活環境の整備等）
 第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 2 (略)
 （避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
 第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 2 (略)

	災害救助法	DWAT活動範囲
派遣、活動		
避難所	 拡大	
在宅・車中泊*		

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

(令和7年6月改正の主なポイント)

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン (令和7年6月改正の主なポイント)

- ・ 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- ・ 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

災害救助法等の改正に伴う対応

- ・ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活続ける要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- ・ **活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- ・ 災害対策基本法において、**被災者援護協力団体の登録制度が創設**され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記**する。

令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

- ・ DWATの迅速な派遣に向けた対応
 - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**（発災初期の支援に当たるために必要となるチーム）の**チーム員に待機を指示**。
 - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は**、被災都道府県に替わって**一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- ・ 他の関係者と連携した支援を行うための対応
 - ✓ **被災地の状況把握を行う主体と方法について**、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の**役割分担**や、市区町村からの**避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定める**。
 - ✓ **保健医療関係者と連携した対応が必要であり、特に保健師等チームとの情報共有の方法等を入念に確認**。
 - ✓ **重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメント行うことも検討**。
- ・ 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
 - ✓ 都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例**として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる「**災害中間支援組織**」を明記。
 - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて**地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用について検討**。

保健師等チームの活動終結の判断について

保健師等チームの活動終結の判断基準が設定されているのは一部の自治体である。

■ 保健師等チームの派遣終結の判断基準の有無（被災自治体となった場合）

	あ る	な い
都道府県（n=47）	3	44
政令市・保健所設置市（n=110）	3	107

○ 「派遣終了判断の目安」：「基準あり」について 県の災害時保健活動マニュアルに目安を記載している自治体：記載内容（抜粋）

- ア 被災地住民の生活の安定化への見通しが立つ（避難指示の解除）
 - ・ ライフラインの復旧、避難所数・規模の縮小・閉鎖、被災による健康課題等の減少
 - ・ 被災者に対する継続的な支援について外部からの派遣者を得なくても十分対応が可能であること。
- イ 医療を含む在宅ケアシステムの再開
 - ・ 救護所の閉鎖、被災地地元での診療再開状況、保健・福祉サービスの復旧・平常化
- ウ 通常業務の再開
 - ・ 市町村での通常業務の再開状況、通常業務の中での被災者支援の割合の減少

【参考】災害時の保健師等広域応援派遣調整要領（改正）

（6）活動の終結

ア **被災都道府県は、応援派遣による体制から当該都道府県内での支援体制への移行の見通しを立て、応援要請の終了時期を判断する。**

被災都道府県は、応援要請後、本庁や保健所等の職員のみで対応できる体制が確保されると見込まれる場合、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する

標準的なヒアリングシート（被災者健康相談票）の活用

これまで、避難所等における個別の健康相談の記録については、「健康相談票」（災害時の保健活動推進マニュアル）の活用をお願いしてきたところですが、今般、内閣府と検討を進め、被災者台帳と健康相談票の共通項目を整理し、共通項目を被災者台帳のデータベース等に入力することで、関係者間で共有できる仕組みとしたことから、今後は標準的なヒアリングシート（被災者健康相談票）を積極的に活用いただきたい。<参考>「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」（事務連絡 令和7年10月15日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）厚生労働省健康・生活衛生局健康課長）

被災者健康相談票(共通様式)

被災者健康相談票(共通様式)

氏名	生年月日	
性別		
住所		
世帯主		
電話番号	メールアドレス	
居所		
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他()	
希望の避難場所	避難所・自宅・緊急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()	
家族等の安否	安否の有無	有・無

本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること
 「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、
 市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者援護協力団体に提供が可能

基本情報

ふりがな	生年月日	
氏名	性別	
住所		
世帯主		
電話番号	メールアドレス	
居所		
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他()	
希望の避難場所	避難所・自宅・緊急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()	
家族等の安否	安否の有無	有・無

要配慮者情報

要配慮者	該当・該当なし
支援者	
身体障害者手帳(療養・療育)	
療育手帳	
精神保健福祉手帳	
要介護認定区分	
理解できる言語(外国人の場合)	
避難時のペット	有・無

医療の状況

医療サポートの利用状況	
人工呼吸器	
在宅酸素	
透析	
インスリン注射	
スーター	人工肛門・人工膀胱
アレルギー除去食	
その他()	
治療状況	
通院	継続・中断
服薬	継続・中断

各種支援の必要性

トイレ	必要あり・必要なし
食事	必要あり・必要なし
入浴	必要あり・必要なし
移動	必要あり・必要なし

共通様式・保健師等様式に関する情報の取扱い

関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民主委員、社会福祉協議会、自主防犯協議会等の他の支援の実施に際して関係者への情報提供の同意

同意あり・同意なし

※上記の項目は、「被災者台帳」の作成等に際しての標準的なデータ項目に準拠したものである。

- ・ 本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること
- ・ 「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者援護協力団体に提供が可能

被災者健康相談票(保健師等様式)

被災者健康相談票(保健師等様式)

本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要はない
 ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった提供先へのみ提供が可能

保健師等様式

既往歴	現在治療中の病気	内服薬	注射薬
高血圧、脳血管障害、糖尿病、心疾患、心臓病、腎臓病、慢性呼吸器疾患、アレルギー、がん、その他()	感染症、感染症、感染症、感染症、感染症、その他()	なし・あり(中略・継続) 内服薬名()	注射薬名()
アレルギー	アレルギー	在宅酸素・人工透析	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	その他()	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	検査結果	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	なし	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	あり	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	なし	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	あり	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	なし	被災者名
アレルギー()	アレルギー()	あり	被災者名

現在の状態(任意で記入)に使用可能(内訳、転写も記載)

日常生活の状況

	食事	服薬	避難の環境	経済	移動	意思疎通	相談・支援	その他
自立								
一部介助								
全介助								
その他								

個別相談内容

相談内容	支援内容
	今後の支援方針
	解決・継続

- ・ 本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要はない
- ・ ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった提供先へのみ提供が可能

💡 被災者台帳の活用については、以下の通知を参照

「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」

(府政防第1092号 令和7年7月8日
 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当））

※ 支弁については、災害救助事務取扱要領(令和7年10月27日改定通知)の9福祉サービスの提供にて位置づけたところ。

(6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

(中略)

ウ 都道府県知事等からの要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のもとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察や健康相談についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。このとき、健康観察及び健康相談に要する日当、時間外勤務手当、旅費(宿泊費を含む。)等については、看護師等が民間病院等に所属する場合は賃金職員等雇上費で取り扱い、保健師等が公立病院等に所属する場合は救助事務費で取り扱うこと。

なお、保健師や看護師等が、病院等において健康観察や健康相談を実施する場合や訪問看護の一環で健康観察等を実施する場合は、病院等の機能が維持されていることから国庫負担の対象外となる。

災害時の保健活動に関する研修

災害時の保健活動に関する研修は、自治体の各研修を基本としている。

実施主体 作成主体	内容【研修対象】
国（厚生労働省） （公衆衛生協会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康危機に関するに関する研修（健康危機における保健活動推進会議）【全保健師】 ● 【ミニマムエッセンス】災害時保健活動研修eラーニング（R6作成）【全保健師】 ● 【厚労省eラン】マネジメント能力向上eラーニング（R6 -7作成）【管理期保健師】 ● 保健所災害対応研修（統括DHEAT研修）【主に統括保健師】 ● 保健所災害対応研修（DHEAT基礎編）【全保健師】
国立保健医療 科学院	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所災害対応研修（DHEAT標準編） ● 公衆衛生看護研修【統括保健師】 ※ 研修プログラムの中に健康危機対応を含む
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時保健活動遂行能力向上のためのトレーニング教材 eラーニング（2021科研）【全保健師】
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治体にて実施している研修 ※ 都道府県、保健所、市町村ごとの実施 ※ 都道府県、保健所、市町村が共同して実施

(参考)

災害時の保健師等広域応援派遣に関する研修教材（e-ラーニング動画）：R7.4公表

災害時の保健師等広域応援派遣前に確認したいこと（ミニマム・エッセンス）


初めて応援派遣に行くけれど、、、なにかから準備したらいいの...？

災害対応に関する研修教材(e-learning) 1 (20250303)

災害時の 保健師等広域応援派遣前に 確認したいこと(ミニマム・エッセンス)

雨宮有子
千葉県立保健医療大学 健康科学部 看護学科

あなたは
ひとりじゃないよ
smile



https://www.canva.com/ja_jp/templates/EAGJ2PQ-uEk/

【約30分の動画】

- ① 災害時も、保健活動の基本・原則は同じ
- ② 被災地の状況をイメージする
- ③ 組織として機能するために、応援者としての自分の立ち位置（立場）を理解する
- ④ 協働する支援チームの名称と役割を理解する
- ⑤ 各災害フェーズにおいて必要な保健活動を理解する
- ⑥ 応援派遣保健師等としての姿勢・心構えの意味

(具体的な内容)

- ・災害救助法の概要
- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領
- ・保健医療福祉に関わるチーム
- ・各フェーズにおける保健医療対策

など

(掲載場所)

一般財団法人 日本公衆衛生協会ホームページ：
<http://www.jpha.or.jp/sub/menu044.html>

ホーム > 災害時の保健師等チームの活動
災害時の保健師等活動に関する研修教材



再生回数：3122回（R7.7.31時点）

自治体における災害時保健活動に関する留意点

1 自治体における災害時の保健活動

- 保健活動等マニュアル、初動体制（アクションカード）等の点検
- 受援の準備
- 防災部門との連携（地域防災計画等における保健師及び保健活動の位置づけの整理等）
- 保健所における保健医療福祉調整地域本部の設置、市町村における調整本部機能の整理

2 保健師等チームの活動

- 都道府県と市区町村が共同で参画するための事前調整
- 派遣時の後方支援体制の構築

1, 2ともに研修・訓練の着実な実施（可能なものは都道府県と市区町村合同で）

令和8年における被災市区町村に対する中長期の職員派遣等について（総務省）

- 被災市町においては、復旧・復興事業に従事する職員が不足する状況にあることから、全国の地方公共団体等からの中長期の職員派遣等が必要となっており、職員派遣の要請が行われています。
- これを受け、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、令和8年度における被災市区町村に対する職員の派遣等について、依頼がなされています。

各地方公共団体においては、被災市町の窮状を御賢察いただき、被災市町に対する職員派遣等について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<参考>被災市町向けの中長期の職員派遣要望に関する留意事項

- (ア) 全国からの中長期の職員派遣の要望人数については、先ず、被災市区町村または被災都道府県における職員採用等による独自の職員確保や、貴都道府県内又は貴都道府県が属する地域ブロック内の地方公共団体からの中長期の職員派遣（以下「県・ブロック内派遣」という。）による職員確保等の取組を踏まえた上で、必要な人数等を精査の上要望して下さい。
- (イ) 中長期の人的支援は、原則として地方自治法第252条の17の規定に基づく職員派遣となります。したがって、派遣された職員の給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、被災市区町村の負担となります。また、宿舎の確保も被災市区町村が行うことが原則となります。
- (ウ) 中長期の職員派遣に当たっては、派遣元地方公共団体の任命権者と派遣先市区町村長との間で、派遣期間や職員の身分・給与、服務、経費の負担等を定めた派遣職員の取扱いに関する協定を締結することが必要となります。
- (エ) 任期付職員についても、中長期の職員派遣の対象となります。